## 2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

## |1、だれもが安心して医療を受けられるために

- 1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。
  - (1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 国保税の税率設定については、国民健康保険を被保険者全体で支えるという観点から、応益割と応能割のバランスをとることが重要と考えており、その点を配慮し設定しております。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】国民健康保険を被保険者全体で支えるとの考え、及び低所得世帯に対する国保税の負担軽減措置を実施していることから、現状では考えておりません。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】国保事業は、特別会計として運用されていることから、一般会計からの繰入金につきましては、一般納税者との公平性の観点等から、厳正に行われるべきものと考えております。また、国保財政の健全化を図るため、早期に赤字を解消する必要があることは、市町村の共通認識であると理解しており、国からも赤字解消計画を策定し、法定外繰入金をなくすよう求められておりますことから、増額は考えておりません。なお、赤字解消計画につきましては、国保税の激変が生じることのないよう、毎年度財務状況を分析し進めてまいりたいと考えております。

## (2) 国保税の減免(国保法 77条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納 世帯数が全県で19万7千世帯に対して申請減免実施は約5千世帯の実施であり約2.5% です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

- ① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。 【回答】 当町では、低所得世帯に対する国保税の軽減措置を法定額まで適用しておりま すことから、現状では考えておりません。
  - ② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】 災害を受けた程度により認定しておりますことから、現状では予定はございません。

## (3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】一部負担金の減免につきましては、国の認定基準に準じて運用してまいりたい と考えており、新たな条例を設けることは考えておりません。また、町独自の認定基準は設 けておりません。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】**申請様式を変更することは考えておりません。制度につきましては、町広報誌等を活用し周知してまいります。

## (4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】 国保税の滞納については、滞納者への納税相談や納付指導などにより、自主納付を促すことが基本であると考えております。しかし、税負担の公平性を確保するという観点から、滞納者の担税力を確認したうえで、法令等の規定に基づく処分に至る場合もあります。また、その相談・指導を行う中で必要と思われた場合には、資格担当部門との連携や福祉部門への案内も行っております。

② 滞納処分にあっては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。 【回答】滞納整理・処分につきましては、法令等の規定に基づき適正に対応しております。

#### (5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018 年のアンケートでは資格証明書が 1,000 世帯以上に発行され、保険証の窓口留置 要望書 2 は 4,000 世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険 証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害さ れることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】 資格証明書及び短期被保険者証の発行につきましては、加入者間の負担の公平性を鑑み、納付状況等から町の基準に基づき、窓口交付を原則としております。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】資格証明書及び短期被保険者証の窓口交付は、加入者間の負担の公平を図るとともに、国保税の収納を確保するための一つの手段として、納税者と接することで生活状況の把握、納税相談や納税指導等の機会を設け、国保税の適正な収納に役立てることを目的としています。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 資格証明書の適用にあたっては、事前に生活状況調査を行い、該当者には弁明の機会を設けるなどの適正な手続きを経たうえで実施しております。

## (6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことからも住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

委員を公募制にしてください。

【回答】町国保運営協議会委員は、保健医療代表、公益代表、被保険者代表で構成されております。このうち、保健医療代表及び公益代表は、関係団体からの推薦により選出されております。被保険者代表につきましては、既に住民からの公募を実施しております。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。 【回答】 現状では、公開会議にすることは考えておりません。議事録につきましては、情報公開制度に則って公開は可能です。

#### (7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】 特定健康診査につきましては、当町では本人負担はございません。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】 実施期間につきましては、委託機関と協議を行ったうえで、9月から翌年1月までとしております。今年度は、実施回数を追加し、計41回といたしました。受診機会を増やすことは、受診率の向上につながることから、拡充について引き続き検討してまいりたいと考えております。なお、年間を通じた健康診査の受診機会として、人間ドック・脳ドックの受診助成事業を行っております。制度の充実につきましては、診査の充実を図るため、法定検査に加えて腎機能検査(尿酸、クレアチニン)を追加しているほか、眼底及び心電図検査を受診者全員対象としております。

- ③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。 【回答】 当町では、特定健診やがん検診、その他健康づくり事業に参加してポイントを獲得できる「よりいスマイルポイント事業」や、いつもの歩数より 1000 歩多く歩き、健康なからだづくりを目指す「よりいプラス 1000 歩運動」(埼玉県コバトン健康マイレージ事業)を実施しております。また、健康体操サポーター養成講座を受講した住民が中心となり、ふるさと健康体操やラジオ体操の運営を担うなど、住民参加型の健康づくりを推進しております。 保健師の増員につきましては、計画的な採用をしてまいります。
  - ④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 個人情報の保護及び管理につきましては、町個人情報保護条例に基づき、個人情報が記載される書類等は、すべて施錠できるキャビネット等を使用し、厳重かつ適正に管理しております。

#### 2、 後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためら うことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】 資格証明書や短期被保険者証の発行は、加入者間の負担の公平を図り、保険料の収納を確保するための一つの手段として、滞納者と接する機会を確保し、保険料の適正な収納を図ることを目的としておりますことから、広域連合の制度に基づき、必要に応じて発行いたします。また、電話相談や個別面談を通じて、滞納者の実情把握に努めております。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 健康診査を含む健康増進に係る各種事業につきましては、リーフレットや町広報誌を活用して利用啓発を行うとともに、引き続き国民健康保険事業と連携し、事業の充実が図られるよう努めてまいります。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】 町が行う後期高齢者健康診査、がん検診、歯科検診はいずれも無料で受診できます。人間ドック検診につきましては、無料ではありませんが、平成27年度から助成額を増額し、自己負担額は大幅に減少しております。また、脳ドックへの助成も行っております。

# 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

- 1、 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。
- (1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】 平成30年度の介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、現時点で確定しておりません。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。 地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのように おこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、 今後の推移も教えてください。

【回答】 地域支援事業・介護予防事業につきましては、町として様々な事業を実施しております。特に介護予防事業として、おもりを使用して行う「寄居いきいき百歳体操」を継続的に実施する「通いの場」の提供や、継続した実施ができるよう、その担い手となる介護予防サポーターの養成に取り組んでおります。A類型・B類型につきましては、他の事業等で取り組んでいるサービス施策であり、第7期の計画でもサービスを見込んでおりませんが、要支援者等の多様なニーズに照らし、大里広域市町村圏組合と連携し、サービス内容の検討等を行ってまいります。

- 2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。
  - (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、 利用者の機能が低下しないようにしてください。
  - (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来の額を保障してください。

【回答】(1)総合事業においては、現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないよう検討してまいります。(2)介護従事者の処遇改善は、今後ますます増大する介護サービスのニーズに対応するため必要であると認識しており、国の動向を注視してまいります。

なお、訪問介護員が提供したサービスの従来の額を保障する独自制度は、現時点で予定はご ざいません。

- 3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。
  - (1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいわれていますが、高齢者の身体機能向上に重点 化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】 高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援等の関係者が連携し、社会資源を活用しながら地域力を高め、取り組むことが重要と考えております。地域包括ケアシステム推進会議の中で、在宅医療及び介護連携に関することや、認知症施策に関すること等について、推進体制の整備を検討しているほか、生活支援体制の整備に当たり、第1層・第2層協議体に生活支援コーディネーターを配置し、地域の実情に合った支えあいの仕組み・体制づくりを進めているところでございます。また、高齢者自身が要介護状態にならないよう、介護予防事業を展開し、住民主体の通いの場の提供と活動の充実を図ってまいります。

(2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】 認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの設置のほか、認知症カフェや脳の健康教室の実施、認知症ケアパスの作成などを通じ、認知症に関する正しい理解と普及啓発等を行っております。認知症カフェにおきましては、現在町内の4箇所で実施しておりますが、毎回20名から30名の参加があり、ご好評をいただいております。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回24時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】 課題につきましては、定期巡回は24時間対応のサービスであるため、看護師等職員の人材確保が難しいことが挙げられます。そのため、国の制度として、看護師等職員の処遇改善が必要であると認識しております。

- 4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。
  - (1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を 図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確 要望書 6 保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】 介護人材の確保と資質の向上は、今後ますます増大する介護サービスのニーズ に対応するため、極めて重要であると認識しております。介護労働者の処遇改善や人材確保 のための制度充実につきましては、国、県の動向を踏まえて、大里広域市町村圏組合及び構成市と連携し対応してまいります。

# (2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】 介護職種の技能実習制度につきましては、国、県の動向を注視してまいります。

## (3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】 介護労働現場におけるハラスメントにつきましては、国、県の動向を注視してまいります。

## 5、特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

#### (1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】 特別養護老人ホームは、現在、町内に2施設149床整備しておりますが、大 里広域市町村圏組合第7期介護保険事業計画では、新たに1施設の事業開始を目指しており ます。

## (2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】 特別養護老人ホームの利用だけでなく、介護保険のサービス利用の際には、 所得に応じ利用料の1割から3割の利用者負担をお願いしております。なお、サービス利用 要望書 7 の自己負担が高額になった場合、限度額を超えた分を後から給付する「高額介護サービス費」 制度もございます。また、所得が低い方に対しましては、所得に応じ食費・居住費の自己負 担の上限(限度額)が設けられており、これを超えた場合の利用者負担はございません。制 度利用には、事前の申請が必要となることから、各制度についての周知・啓発に努めてまい ります。

## (3) 要介護 1·2 の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護 1・2 の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】 要介護  $1 \cdot 2$  の方の特例入所につきましては、国、県の指針に基づき適切に対応してまいります。

## 6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018 年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

【回答】 保険者機能強化推進交付金は、大里広域全体で、3,877 万8千円を介護保険料の不足分に充当いたしました。

(2) 2019 年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

【回答】 2019年度の見込額と使途につきましては、現時点で確定しておりません。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】 大里広域市町村圏組合が、保険者として適正に対応しております。

#### 7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】 一般会計からの繰入は、法令に規定する負担割合に基づき行っております。なお、令和元年度は、10月の消費税率引き上げに合わせ、低所得者の介護保険料軽減強化を目的とした保険料の引き下げを行います。

#### (2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低

所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。 【回答】 保険料の減免につきましては、震災・風水害等の災害等により適用しております。

## (3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】 滞納処分につきましては、個々の生活状況や経済状況に応じて、きめ細かな対応に努めており、各介護保険事務所等の窓口、電話での納付相談及び分割納付などの対応を随時行っております。

## (4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】 第7期介護保険事業計画から国の基本指針において、高齢者の自立支援・重度 化防止に向けた取り組みの目標を記載するよう明記されました。進捗状況につきましては、 概ね計画どおりに推移していると考えております。また、大里広域市町村圏組合においては、 被保険者数、給付総額ともに増加しております。

## 8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料 負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな 対応のできる減免制度としてください。

【回答】 国、県の動向を踏まえて、大里広域市町村圏組合及び構成市と連携し対応してまいります。

#### 9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】 平成29年度の相談件数は11件でありました。継続した見守りが必要な場合もあることから、包括支援センターのほか、警察・保健所・医療機関・民生委員等の関係機関と連携を図りながら、虐待の再発防止・早期発見・早期対応に努めております。

## 3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】町障害者計画・障害福祉計画に基づき、整備に向けた課題整理に取り組んでおります。

- (2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。 【回答】 町障害者計画・障害福祉計画に基づき、今後、必要に応じた予算措置を検討してまいります。
  - (3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。 【回答】 前述の課題整理の中で、検討課題として取り組んでまいります。
  - (4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】 当事者及び関係機関との連携は必要不可欠であるため、取り組みの中でご意見を聴取する場を設け、事業を実施したいと考えております。

#### <参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて(国の方針)

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり)を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。 平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
  - ○GH 併設型
  - ○単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用 等

#### 2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

要望書 10

【回答】 現在、相談支援等で状況把握を行っておりますが、引き続き、障害福祉サービスが必要な方が適切な支援を受けられるよう努めてまいります。

(2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】 総合的な支援体制の整備に関する施策・事業につきましては、町障害者計画・障害福祉計画に定め、実施しております。

(3) 点在化している明日をも知れない老障介護(80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど)家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】 町及び町社会福祉協議会では、寄居町共助のまちづくりネットワーク会議を設置し見守りネットワークの強化を図っております。今後も引き続き、町計画等に基づき、障害者や高齢者、家族等の包括的な支援に向けた相談窓口体制の強化に努めてまいります。

## 3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させる ことが必要です。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】 重度心身障害者医療費助成制度につきましては、埼玉県重度心身障害者医療費 支給事業補助金交付要綱に基づき実施している事業であることから、県の要綱に従い、対応 してまいります。

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】 平成24年10月診療分から、町内医療機関での現物給付を実施しておりますが、地域拡大につきましては、引き続き研究してまいります。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】 精神障害者に対する助成につきましては、前述のとおり、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に基づき実施しておりますので、県の要綱に従い、対応してまいります。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充 してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。 【回答】 当町では、生活サポート事業を実施しております。
- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。 【回答】 県の動向等を踏まえ、必要に応じ検討してまいります。
- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。 【回答】 県の動向等を踏まえ、必要に応じ検討してまいります。
- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】 当町では、利用者負担分に対する町単独の上乗せ補助を既に実施しております。 補助の増額は現在考えておりませんが、県への要望は必要に応じ行ってまいります。

## 5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】 福祉タクシー制度の対象者は、1~3級の身体障害者手帳所有者及びA、Aの療育手帳所有者となっております。自動車燃料費補助の対象者は、身体障害者手帳の障害程度2級以上の下肢又は体幹機能障害の方で、自己所有の自動車(二輪車を除く)を自ら運転される方としております。対象者の拡大については現在考えておりませんが、どちらの制度も所得制限や年齢制限はございません。

(2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 県への要望は、必要に応じ行ってまいります。

#### 6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】 現在、名簿の登録はひとり暮らしの高齢者または障害者に限られておりますが、 避難行動要支援者につきましては、民生・児童委員による社会調査時に把握を行い、災害時 の安全確保に努めております。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。 【回答】 福祉避難所の受入人数に限りがありますことから、更なる指定に努めるととも に、指定避難所からの移行がスムーズに行えるよう努めてまいります。
- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。 【回答】 救援物資は指定避難所に運び込まれますが、避難所以外の避難者等の把握に努め、救援物資が届くよう努めてまいります。
  - (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。 【回答】 名簿の開示に同意をいただいた関係機関以外への開示は、考えておりません。

## 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

#### 【保育】

- 1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。
  - (1) 待機児童の実態を教えてください。
    - ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】 私的理由により希望保育所に入所できなかった児童は5人となっております。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 待機児童がおりませんので、定員の弾力化を行った場合の受け入れ児童総数は 把握しておりませんが、現在、定数を越えて受け入れている児童は、4保育園で16人となっております。

- (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。
  - ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 待機児童はおりませんので、新たな認可保育所を増設する考えはありません。 また、公立保育所は、維持や整備に努めてまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態要望書 13

勢を整えてください。

【回答】 現在、町内にある民間保育園に対し、国・県の補助金のほか、障害児支援のための町単独補助金を交付しております。引き続き、必要な支援が受けられる態勢整備に努めてまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 現在、当町には、該当となる施設はありません。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、 自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 現在、町の単独補助として、町内にある民間保育園に対し、職員一人当たり月額 12,000 円を交付しております。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の 負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳~2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることになります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費(副食費)が保育料から切り離され実費徴収化されます。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】 国の制度に基づき、対応してまいります。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果してください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならず、 そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保 育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設け て厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 今後も指導監督に努めてまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】 保育の質の低下や格差が生じないよう、今後においても適切な保育の実施に努めてまいります。

## 【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位 40人以下」「児童1人当たり1.65 ㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 昨年度、待機児童対策として、既存2か所の放課後児童クラブが適正規模で分割するための予算を確保し、支援を行いました。現在、待機児童はおりません。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町(63市町村中59%)、「キャリアアップ事業」で23市町(同37%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】 現在、当町では、放課後児童支援員の処遇改善のため、両事業を実施しております。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】 現在、働きかけは考えておりませんが、引き続き、国の動向を注視してまいります。

## 【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も 制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

(1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】 当町では、平成 27 年 12 月から、対象を「18 歳年度末」まで拡充しており、 今後につきましても継続することを考えております。

(2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】 要請は考えておりませんが、引き続き、国や県の動向を注視してまいります。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

# 1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

(1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】 当町では、埼玉県が作成した「保護のしおり」を健康福祉課のパンフレット架に置き、住民の方が自由に手に取れるよう対応しております。なお、生活保護の実施機関は埼玉県北部福祉事務所となっていることから、生活保護に関する要望は、埼玉県へお願いいたします。

(2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】 生活困窮者等の支援につきましては、町社会福祉協議会・アスポートセンター と連携のうえ面談等を実施し、制度についての説明を行っております。

# 2、 生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒 否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】 生活保護の申請につきましては、面談時に制度の説明と併せて様々な状況を確認し、申請意思を確認のうえで申請書を受理しております。その際の状況確認は、申請を受理する際に必要な事務手続きであり、申請を拒否するものではありません。

## 3、 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやす い書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみの印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】 生活保護の実施機関は埼玉県北部福祉事務所となっていることから、生活保護 要望書 16 4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧 な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増しています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】 生活保護の実施機関は埼玉県北部福祉事務所となっていることから、生活保護に関する要望は、埼玉県へお願いいたします。なお、埼玉県北部福祉事務所における当町の状況につきましては、平成31年4月現在、被保護世帯65世帯に対してケースワーカー1人という標準数を確保していると伺っております。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないように してください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】 生活保護費から支給されない修学旅行費につきましては、町が就学援助費で補助する制度があります。この就学援助のお知らせは、各学校を通じて全児童・生徒の保護者へ配布しており、町広報誌にも記事を掲載しております。また、小学6年生と中学3年生がいる世帯で、申請が出されていない世帯には、埼玉県北部福祉事務所を通じて、個別に申請の働きかけをしております。

6、 自宅にエアコン等のない 65 歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度 4 以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】 生活保護の実施機関は埼玉県北部福祉事務所となっていることから、町で要望を行う考えはありません。なお、埼玉県では、生活保護におけるエアコン購入の支援策として、高齢者や障害(児)者、小児、難病患者等で、保護開始時に無い場合などに、購入費用及び設置費用を支給すると伺っております。

# 7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切 に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】 当町では、町社会福祉協議会やアスポートセンターなどの関係機関と連携のうえ、生活困窮者自立支援制度町村別連絡会議を活用するなどして、生活困窮者支援制度の周知を図っております。